

令和4年第9回
箕面市農業委員会総会会議録

令和4年9月16日（金）

箕面市農業委員会

1. 開催日時 令和4年9月16日(金)
午後1時30分から午後2時4分まで

2. 出席委員(13名)

1 番	稲垣	恵一	2 番	神代	繁近	3 番	川上	加津子
4 番	笹川	治久	6 番	麻生	忠	7 番	中井	徳治
8 番	牧野	弘	9 番	岸本	信夫	10 番	坂本	豊廣
11 番	岡沢	聡	12 番	尾崎	孝	14 番	笹川	悦子
21 番	中井	博幸						

3. 欠席委員(8名)

5 番	長澤	昇	13 番	稲野	実	15 番	中西	利一
16 番	中村	孝三	17 番	長澤	均	18 番	中井	啓二
19 番	加藤	博一	20 番	野口	康夫			

4. 会議録署名委員

21 番	中井	博幸	2 番	神代	繁近
------	----	----	-----	----	----

5. 出席事務局職員

・ 事務局長	松政	秀史	室 長	佐治	功	室長補佐	松本	雅治
グループ長	竹内	亜衣	主 任	辻岡	昌樹		美谷	一哉

6. 議事日程

第42号議案 農地法第3条の規定による所有権移転許可の件
第43号議案 農地法第3条の規定による所有権移転許可の件
第44号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明書発行の件
第45号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明書発行の件
第46号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書発行の件
第47号議案 農用地利用集積計画の作成の件
第48号議案 農用地利用集積計画の作成の件
第49号議案 農用地利用集積計画の作成の件
報告第38号 専決処理の報告の件(農地法第4条第1項第8号の規定による届出受理)
報告第39号 専決処理の報告の件(農地法第5条第1項第7号の規定による届出受理)
報告第40号 農地等状況報告の件

令和4年第9回箕面市農業委員会総会

(開会 午後1時30分)

- | | |
|-------|--|
| 議 長 | それでは、ただ今から、令和4年第9回箕面市農業委員会総会を開会いたします。
座らせていただいて、進行させていただきます。
この会議は、農業委員会等に関する法律第32条に総会及び部会の会議は、公開する旨、規定されておりますので、傍聴の希望があれば、原則入室の許可をするものといたします。 |
| 事務局 | (希望者はございません。) |
| 議 長 | 次に、事務局より本日の出席状況を報告いたします。 |
| 事務局 | 本日は、委員21名中、出席委員は13名です。
従いまして、過半数の委員が出席していることから、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、会議は成立しておりますことを報告いたします。
加えて、長澤昇委員、稲野委員、中西委員、中村委員、長澤均委員、中井啓二委員、加藤委員および野口委員の8名から委任状の提出がございます。 |
| 議 長 | それでは、日程第1、会議録署名委員指名の件を議題といたします。
慣例により、私から指名いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。 |
| 全 委 員 | (異議なし) |
| 議 長 | それでは、21番 中井職務代理者さん、2番 神代委員さんをお願いします。
次に、日程第2、第42号議案及び日程第3、第43号議案は、いずれも農地法第3条の規定による所有権移転許可の件となります。
それでは、日程第2、第42号議案を議題といたします。
本件につきまして事務局の説明を求めます。 |
| 事務局 | ただいま議題となりました第42号議案につきまして、ご説明申し上げます。 |

す。

議案書 1 ページ、参考資料 1 ページからでございます。

申請地は、栗生新家■■■■■、地目は台帳・現況ともに■■■、面積は■■■
■■■平方メートル、他■■■筆、合計■■■筆で、面積の合計は■■■平方メートルです。
譲受人は、■■■■■、■■■■■氏、職業は■■■■■、
農作業歴は■■■年、耕作面積は■■■■■平方メートル、通作距離は■■■キロメ
ートル、主たる従事者との関係は本人でございます。

譲渡人は、■■■■■、■■■■■氏です。

なお、区域は市街化区域です。

以上、第 4 2 号議案のご説明といたします。

議 長

本件につきまして、坂本委員さんに調査内容の報告をお願いいたします。

坂本委員

第 4 2 号議案につきまして、調査内容をご報告いたします。

申請地は、国道 1 7 1 号の■■■■■交差点を南へ約■■■メートル行ったところの東側にある■■■筆の農地です。

譲受人の■■■■■氏が経営規模の拡大のため、このたび、譲渡人の■■■■■氏から、所有権を移転しようとするものです。

■■■■■氏はこれまでも、自己所有の農地で耕作をされており、耕うん機など農機具もお持ちですので、農業経営を営むことに問題はないと思います。

本件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当いたしませんので、許可しても問題はないものと思います。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議 長

本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。

ないようでございますので、本件につきましては、問題ないものとして、許可することに決定いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

全 委 員

(異議なし)

議 長

ご異議がないようでございますので、本件を許可することに決定いたします。

次に、日程第 3、第 4 3 号議案を議題といたします。

本件は、■■■■■委員さんご本人の案件です。

農業委員会等に関する法律第 3 1 条第 1 項の規定に基づき、議事に参与することができませんので、■■■■■委員さんには一時退席していただきます。

委員

(委員 退席)

議長

本件につきまして事務局の説明を求めます。

事務局

ただいま議題となりました第43号議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案書1ページ、参考資料3ページからでございます。

申請地は、上止々呂美、地目は台帳、現況、面積は平方メートル、他筆、合計筆で、面積の合計は平方メートルです。

譲受人は、氏、職業は、農作業歴は年、耕作面積は平方メートル、通作距離はキロメートル、主たる従事者との関係は本人でございます。

譲渡人は、氏です。

なお、区域は市街化調整区域です。

以上、第43号議案のご説明といたします。

議長

本件の農地の担当は委員さんですが、麻生委員さんに代わって調査いただきましたので、麻生委員さんより調査内容の報告をお願いいたします。

麻生委員

第43号議案につきまして、調査内容をご報告いたします。

申請地は、止々呂美から東へ約メートル行ったところにある筆の農地です。

譲受人の氏が経営規模の拡大のため、このたび、譲渡人の氏から、所有権を移転しようとするものです。

氏は、これまでも自己所有の農地で耕作をされており、耕うん機など農機具もお持ちですので、農業経営を営むことに問題はないと思います。

本件は、農地法第3条第2項の各号に該当いたしませんので、許可しても問題はないものと思います。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議長

本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。

ないようでございますので、本件につきましては、問題ないものとして、許可することに決定いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

全委員

(異議なし)

議長

ご異議がないようでございますので、本件を許可することに決定いたしま

す。

審議が終わりましたので、[] 委員さんに入室していただきます。

[] 委員

([] 委員 入室)

議 長

次に、日程第4、第44号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明書発行の件を議題といたします。

本件につきまして事務局の説明を求めます

事 務 局

ただいま議題となりました第44号議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案書2ページ、参考資料5ページからでございます。

被相続人は、[] 氏、所有面積は [] 平方メートルです。

相続人の住所は被相続人と同一で、[] 氏、職業は、[]、生年月日は、[]、相続開始年月日は []、適用面積は [] 平方メートル、被相続人との続柄は [] です。

適用農地につきましては、坊島 []、地目は台帳、現況ともに [] の生産緑地です。

以上、第44号議案のご説明といたします。

議 長

本件につきまして、岸本委員さんに調査内容の報告をお願いいたします。

岸本委員

第44号議案につきまして調査内容をご報告いたします。

申請地は、[] 交差点から南へ約 [] メートル行ったところの農地です。

申請人の [] 氏は、令和4年1月14日に、所有者であった母、[] 氏を亡くされ、このたび、相続された農地について、引き続き農業経営をされることから申請されるものです。

[] 氏は、従前から家族とともに農業経営に携わってこられ、耕作に必要な農機具も完備されていることから、今後も農業経営に努められるものと思います。

なお、これからは耕作する旨の誓約書も提出されておられますので、相続税の納税猶予に関する適格者証明書の発行には、問題ないものと思います。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議 長

本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。

ないようでございますので、本件につきましては、問題ないものとして、承認することに決定いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

全 委 員 (異議なし)

議 長 ご異議がないようでございますので、本件を承認することに決定いたします。

次に、日程第5、第45号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明書発行の件を議題といたします。

本件につきまして事務局の説明を求めます

事 務 局 ただいま議題となりました第45号議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案書2ページ、参考資料7ページからでございます。

被相続人は、[] 氏、所有面積は [] 平方メートルです。

相続人の住所は被相続人と同一で、[] 氏、職業は、[]、生年月日は []、相続開始年月日は []、適用面積は [] 平方メートル、被相続人との続柄は [] です。

適用農地につきましては、坊島 []、地目は台帳、現況ともに [] の生産緑地です。

以上、第45号議案のご説明といたします。

議 長 本件につきまして、岸本委員さんに調査内容の報告をお願いいたします。

岸本委員 第45議案につきまして調査内容をご報告いたします。

申請地は、[] 交差点から南へ約 [] メートル行ったところの農地です。

申請人の [] 氏は、令和4年2月10日に、所有者であった母、[] 氏を亡くされ、このたび、相続された農地について、引き続き農業経営をされることから申請されるものです。

[] 氏は、従前から家族とともに農業経営に携わってこられ、耕作に必要な農機具も完備されていることから、今後も農業経営に努められるものと思います。

なお、これからも耕作する旨の誓約書も提出されておられますので、相続税の納税猶予に関する適格者証明書の発行には、問題ないものと思います。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議 長

本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。
ないようでございますので、本件につきましては、問題ないものとして、承認することに決定いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

全 委 員

(異議なし)

議 長

ご異議がないようでございますので、本件を承認することに決定いたします。

次に、日程第6、第46号議案、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書発行の件を議題といたします。

本件につきまして事務局の説明を求めます。

事 務 局

ただいま議題となりました第46号議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案書2ページ、参考資料9ページからでございます。

買取り申出する土地は、稲 []、地目は、台帳、現況ともに []、面積は [] 平方メートルです。

主たる従事者は、 [] 氏、申出人は [] 氏で、申出をする者との関係は [] で、申出事由は死亡、申出事由が生じた日は和4年3月2日でございます。

以上、第46号議案のご説明といたします。

議 長

本件につきまして、麻生委員さんに調査内容の報告をお願いいたします。

麻生委員

第46号議案につきまして、調査内容をご報告いたします。

申請地は、 [] から南へ約 [] メートルに位置する農地です。

申出人の [] 氏は、令和4年3月2日にこの生産緑地を耕作されていた父、 [] 氏を亡くされ、この度、買取り申し出のために、農業の主たる従事者についての証明を申請されました。

生産緑地台帳において、 [] 氏本人が、農業の主たる従事者であることが確認され、あわせて現場確認や周囲への聞き取りなどから、以前は家族とともに [] 氏本人が、主として耕作をされていたことを確認しましたので、証明書の発行には問題ないものと思われます。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議 長	本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。 ないようでございますので、本件につきましては、問題ないものとして、承認することに決定いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
全 委 員	(異議なし)
議 長	ご異議がないようでございますので、本件を承認することに決定いたします。 次に、日程第7、第47号議案から日程第9、第49号議案までは、いずれも農用地利用集積計画の作成の件となります。 それでは、日程第7、第47号議案を議題といたします。 本件につきまして事務局の説明を求めます。
事 務 局	第47号議案の説明に先立ちまして、第47号議案から第49号議案に共通する事項について一括してご説明いたします。 これら3件は、いずれも、箕面市長より農用地利用集積計画の作成について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき委員会の決定を求められたものです。 それでは、第47号議案につきまして、ご説明申し上げます。 議案書3ページ、参考資料11ページからでございます。 申請地は、新稲■■■■、地目は、台帳■■、現況■■、面積は■■■■平方メートルです。 借り手は、■■■■氏、職業は■■■■です。 貸し手は、■■■■氏、設定する利用権の種類は賃借権（解除条件付）、設定期間は、令和4年10月1日から令和7年9月30日までです。 以上、第47号議案のご説明といたします。
議 長	本件につきまして、中井徳治委員さんに調査内容の報告をお願いいたします。
中井徳治委員	第47号議案につきまして、調査内容をご報告いたします。 申請地は、■■■■から南西へ約■■■■メートル行ったところにある■■筆の農地です。 貸し手は、■■■■氏で、現在、申請地におきましては、借り手の■■■■氏が耕作しています。 この度、期間満了を迎えるにあたり、貸し手と借り手の両者から継続の希望

がありましたので、改めて利用権設定を行うものです。

■■■■氏におかれましては、主に野菜を栽培されており、これまでもしっかり耕作をされていますので、引き続き問題なく耕作をされるものと思われます。

本件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、問題ないものと思われます。

以上で調査内容の報告を終わります。

議 長

本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。
ないようでございますので、本件につきましては、問題ないものとして、原案どおり決定することとし、箕面市長あて、回答いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

全 委 員

(異議なし)

議 長

ご異議がないようでございますので、本件につきましては、原案どおり決定し、その旨、箕面市長あて回答することといたします。

次に、日程第8、第48号議案を議題といたします。

本件につきまして事務局の説明を求めます。

事 務 局

ただいま議題となりました第48号議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案書3ページ、参考資料13ページからでございます。

申請地は、新稲■■■■、地目は、台帳■■、現況■■、面積は■■
平方メートル他■■筆、合計■■筆で、面積の合計は■■平方メートルです。

借り手は、■■■■氏、職業は■■です。

貸し手は、■■■■氏、設定する利用権の種類は使用貸借権（解除条件付）、設定期間は、令和4年10月1日から令和7年9月30日までです。

以上、第48号議案のご説明といたします。

議 長

本件につきまして、中井徳治委員さんに調査内容の報告をお願いいたします。

中井徳治委員

第48号案につきまして、調査内容をご報告いたします。

申請地は、■■■■から東に約■■メートルのところにある■■筆の農地と、西に約■■メートルのところにある■■筆の農地です。

貸し手は、■■■■氏で、現在、申請地におきましては、借り手の■■■■

氏が耕作しています。

この度、期間満了を迎えるにあたり、貸し手と借り手の両者から継続の希望がありましたので、改めて利用権設定を行うものです。

■■■■氏におかれましては、主に野菜を栽培されており、これまでもしっかりと耕作をされていますので、引き続き問題なく耕作をされるものと思われます。

本件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、問題ないものと思われます。

以上で調査内容の報告を終わります。

議 長

本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。

ないようでございますので、本件につきましては、問題ないものとして、原案どおり決定することとし、箕面市長あて、回答いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

全 委 員

(異議なし)

議 長

ご異議がないようでございますので、本件につきましては、原案どおり決定し、その旨、箕面市長あて回答することといたします。

次に、日程第9、第49号議案を議題といたします。

本件につきまして事務局の説明を求めます。

事 務 局

ただいま議題となりました第49号議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案書3ページ、参考資料15ページからでございます。

申請地は、上止々呂美■■■■、地目は、台帳■■■■、現況■■■■、面積は■■■■平方メートルです。

借り手は、■■■■氏、職業は■■■■です。

貸し手は、■■■■氏、持ち分■■分の1、他■■名、設定する利用権の種類は、使用貸借権（解除条件付）、設定期間は令和4年10月1日から令和7年9月30日までです。

以上、第49号議案のご説明といたします。

議 長

本件につきまして、尾崎委員さんに調査内容の報告をお願いいたします。

尾崎委員

第49号議案につきまして、調査内容をご報告いたします。

申請地は、■■■■から北東へ約■■■■メートル行ったところにある農地で、貸し手は■■■■氏です。

借り手は、[]氏で、現在、止々呂美地区内において利用権を設定されており、この度、経営規模を拡大するため新たに利用権を設定されるものです。

[]氏は、これまでもしっかりと耕作されており、引き続き問題なく農業経営をされるものと思います。

本件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、問題ないものと思われます。

以上で調査内容の報告を終わります。

議 長

本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。

ないようでございますので、本件につきましては、問題ないものとして、原案どおり決定することとし、箕面市長あて、回答いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

全 委 員

(異議なし)

議 長

ご異議がないようでございますので、本件につきましては、原案どおり決定し、その旨、箕面市長あて回答することといたします。

次に報告案件に移ります。

報告第38号及び報告第39号の2件の質疑につきましては、後ほど、一括して行います。

それでは、日程第10、報告第38号、専決処理の報告の件（農地法第4条第1項第8号の規定による届出受理）を議題といたします。

本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事 務 局

ただいま議題となりました報告第38号につきまして、ご説明申し上げます。

議案書4ページ、参考資料17ページからでございます。

届出地の所在は、箕面[]、地目は、台帳[]、現況[]、面積は[]平方メートルです。

届出人は、[]

[]氏、職業は[]、転用目的は[]となっています。

本件につきましては、市街化区域内にあり、箕面市農業委員会農地転用届出事務の処理に関する規程第3条の規定により、令和4年8月17日に専決し、処理するものでございます。

以上、報告第38号のご説明といたします。

議 長

本件につきまして、牧野委員さんに調査内容の報告をお願いいたします。

牧野委員

報告第38号につきまして、調査内容をご報告いたします。
届出地は、[]交差点から[]へ約[]メートル行
ったところにある農地です。
届出人の[]が、[]を整備するため4条の転用届
出をされたものです。
本件土地は、箕面市から売却されたもので、この度地目変更のために届出を
されたものです。
周辺につきましては、東側及び南側は[]、西側は[]、北側は[]
となっており、雨水は道路側溝へ放流されることから、周囲の農業経営に影響
はないものと思われます。
以上で、調査内容の報告を終わります。

議 長

次に、日程第11、報告第39号、専決処理の報告の件（農地法第5条第1
項第7号の規定による所有権移転届出受理）を議題といたします。
本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事 務 局

ただいま議題となりました報告第39号につきまして、ご説明申し上げます。
議案書4ページ、参考資料は19ページからでございます。
届出地の所在は、西小路[]、地目は、台帳、現況ともに[]、面
積は[]平方メートルです。
譲受人は、[]
[]氏、職業は[]です。
譲渡人は、[]氏、転用目的は[]
[]となっています。
本件につきましては、市街化区域内にあり、箕面市農業委員会農地転用届出
事務の処理に関する規程第3条の規定により、令和4年8月19日専決し、処
理するものでございます。
以上、報告第39号のご説明といたします。

議 長

本件につきまして、牧野委員さんに調査内容の報告をお願いします。

牧野委員

報告第39号につきまして、調査内容をご報告いたします。
届出地は、西小路[]から東へ約[]メートル、北へ約[]メー
トル行ったところにある農地です。
譲渡人は、[]氏で、譲受人の[]が

議 長 事 務 局 議 長	のため、所有権を移転するものです。 周辺につきましては、北側及び東側は、西側及び南側はとなっており、雨水は道路側溝へ、汚水等は公共下水道へ 接続されることから、周囲の農業経営に影響はないものと思われま 以上で、調査内容の報告を終わります。 それでは、ただいま報告のありました2件につきまして、質疑等ございましたら、発言をお願いします。 ないようでございますので、次に、日程第12、報告第40号農地等状況報告の件を議題といたします。 本件につきましては、各委員さんからの報告を別紙資料のとおり、事務局でまとめておりますので、補足の説明や特に報告のある委員さんがおられましたら、発言をお願いします。 ないようでございますので、以上で本日の会議日程は、全部終了いたしました。 事務局から連絡事項はございますか。 (環境クリーンセンターへの農業残渣の持込について・大阪府農業委員会大会について・次回日程について連絡) これをもちまして令和4年第9回箕面市農業委員会総会を閉会いたします。
------------------------------------	---

(閉会 午後2時4分)

上記は、令和4年第9回箕面市農業委員会総会の議事経過であり、箕面市農業委員会会議規則第20条第2項の規定により、ここに署名押印する。

議 長

稲垣 恵一

署名委員

中井 博幸

署名委員

神代 繁正